

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第四號 第十四卷

昭和十三年四月一日發行

論叢

ソロキンの文化的變動形式論

文學博士 米田庄太郎

貨幣の本質とその價值

商學士 中山伊知郎

貨幣の本質について

文學博士 高田保馬

共同體思想の國民的性格

經濟學博士 石川興二

時論

稅制整理と増稅

經濟學博士 汐見三郎

研究

職分と職業

經濟學士 澤崎堅造

貿易理論の前提

經濟學士 松井清

ダンピングの理論

經濟學士 岡倉伯士

近世綫油業の發達

經濟學士 住谷勇二

說苑

明治初期の國內市場

經濟學士 堀江保藏

産業構造の研究と政策

經濟學士 田杉競

附錄

雜報：外國雜誌論題

近世絞油業の發達（上）

住 谷 勇 二

目次

- 一、はしがき 二、近世絞油業の成立 三、明和七年の仕法改正（以上本號所載）四、種物問屋・油問屋の獨占と絞油業 五、天保三年の仕法改正 六、天保三年以後 七、むすび

一 はしがき

我が國近世に於ける都市は、一方に於て鎖國政策の爲に著しく制限されたが、他方武士の都城集中と參觀交代制度とによつて著しく増進され、歐洲中世に見ざる尨大な姿を呈した。併しそれらの都市は歐洲中世のそれの如く地方的工業都市即ち生産的都市であるよりも著しく寄生的消費都市の色彩が強いものであつた。従つてそれらの都市には莫大な直接消費財的商品が集中されねばならなかつた。かゝる都市の最も典型的なものが江戸である。かくて江戸には地方から多數の商品が集中したのであるが、米・棉・木綿・酒・醬油・油等多くのものは關西から送られたのであつた。¹⁾ 此所で問題とする油に就いても、天保四年一年間の江戸廻着の油は

三萬九千七百十三樽 大阪より

三萬千六百四十樽 灘目より

近世絞油業の發達

第四十六卷 六二一 第四號 一三三

1) 大阪市史第一卷六五〇頁以下

三萬千七百三十八樽 尾張伊勢駿河三河より

千百八十二樽 播州より

一萬千四百三十六樽 江戸地廻り²⁾

となつており、又弘化三年頃江戸で消費された油十一萬樽の中約十萬樽は東海道及關西のもので、關東産は僅かに一萬樽と稱せられてゐる。³⁾かくの如く江戸消費油の大部をも送り出し尙大阪京都その他にも供給した關西は近世絞油業の中心であつて、例へば文化十四年から文政九年迄に大阪が取扱つた油は一年平均十五萬九千二百二十樽と云はれてゐる。⁴⁾是れ本稿が殆ど關西の状態のみを述べて敢て近世絞油業と題する所以である。

本稿は先づ關西絞油業特に江戸下り油生産の中心攝津河内和泉に、いかにして近世絞油業が成立したかを述べ、續いて明和七年天保三年の油仕法改正に視點を置いてその後の發展を説き、近世絞油業發達の概觀を企圖するものである。明和度天保度の改革の全貌を検討する事は徳川幕府産業政策史の上から又近世商業史の上から甚興味ある問題であるが、それは本稿の目的ではない。此所では専ら絞油業發展の契機として把へたに過ぎない。尙本稿は絞油業の内部機構に就いて殆ど觸れる所なく外延的發達の概觀に終始した。生産の内部機構に關する研究が必要である事は云ふ迄もないが、近世絞油の生産形態・技術の發達は極めて遅々たるものであつて、之を時代的に區分して論じえない程であり、又地域的に發達の程度を異にしてゐるので、一應本稿から切り離れた次第である。此の問題は別に「近世絞油業の生産機構」と題して發表する積りである。兩者相照合して忌憚なき批判を賜りたい。

- 2) 水油一件、(舊農商務省藏、大阪市役所筆寫本)
- 3) 諸色調類集、水油生蠟之部第一冊、(京大經濟學部影寫本)
- 4) 水油一件
- 5) 高橋龜吉、徳川封建經濟の研究參照

二 近世絞油業の成立

關西の油が江戸に下つたのは近世初期慶長年間であつた。¹⁾ 近世社會の成立と時を同じくして遠く江戸へ送り出す程關西の絞油業が發達してゐたことは、一見驚異に値する事實であるが、それは更に中世に溯ることによつて容易に理解し得る事である。

中世に於て既に或る程度の商品生産が發達してゐた事は近來特に明かにされて來たが、油も亦中世に於ける顯著なる商品の一つであつた。かゝる商品としての油は多く山城・大和の地に生産せられたが、是れは畿内が單に中世經濟の中心地をなしてゐたのみならず油の主なる顧客が社寺や公家であつたのであるから、當然の事であらう。就中最も代表的なものとして山城の大山崎油神人や大和符坂座があつた。²⁾ 前者は離宮八幡宮を、後者は興福寺を各々背後勢力として特權的營業を續けたのである。殊に貞觀元年その社司が荏胡麻の油を製したに始ると云はれる山城の油神人は、鎌倉末から室町時代の初期にかけて約百五十年の間最も活躍し原料は遠く播磨・備前・伊豫・阿波に迄求め、之を山城にて加工して油となし再び山城・近江・丹波・攝津・美濃・尾張・和泉・河内に配給したのである。³⁾ 尤もその原料たるや胡麻・荏胡麻或は木實であつて後の菜種・綿實油とは異なるが、之によつて絞油業が中世に於てかなり發達してゐた事を知り得る。勿論經濟の發達は山城油神人や符坂座の獨占をそのまゝにおかず、應永頃には攝津の道祖小路(現在三島郡道祖本)天王寺小村(現在大阪市鶴橋町)住吉遠里小野(現在住吉神社附近)等に絞油業が相次いで擡頭し、山城油神人や符坂座に對抗するに至つたが、尙山城油神人の勢力の如きは容

1) 搾油濫觴(日本財政經濟史料第三卷一一二頁)
2) 豊田武、大和の諸座(歴史地理六十四ノ三、二〇頁)
3) 前掲論文及び、小野均、油商人としての大山崎神人(社會經濟史學一ノ四)
4) 小野均、前掲論文(社會經濟史學一ノ四、五四頁)

易に衰へず、京都在住の油屋も多くは山崎油神人と稱し、又近江小秋の油座の如きも山崎油神人の支配を受けたのである。⁵⁾

然るに中世社會の終焉を告げる應仁の亂は山崎油神人の重要市場たる京都を戦場の巻と化し、更に又山崎の地も馬蹄に蹂躪されて絞油業者は各地に逃散し、嘗て廣大なる市場を獨占した山崎の油座も次第に衰退の過程を辿るに至つた。⁶⁾續いて信長による山崎の油座の特權打破の如き、たとへ後に秀吉によつて復活されたとは云へ、漸く中世の座による絞油業から近世的絞油業への轉期を劃したものであつたらう。勿論その後も山崎に絞油業が行はれたのは事實である。元和年間には豐國社に燈明油を納め、⁸⁾慶長年間始めて江戸に油を送つたのも大山崎八幡宮の社司川原崎某と傳へられ、⁹⁾元和二年に始ると云ふ京口油問屋も油を城州山崎並に近在絞油屋より買集めたと云ひ、¹⁰⁾又伊原西鶴の「織留」にも山崎油商人の事が書かれてゐる。¹¹⁾併しかゝる絞油業は既に中世の特權から放たれ他方に續出する競争者に對抗せねばならぬ唯の絞油業としてのものであつた。特に應永以來の競争者の中でも注目すべきは、強力な大山崎油神人の壓迫に耐へて近世迄勢力を失はなかつた住吉遠里小野の油商人であつて、茶種油も遠里小野の若野氏によりて始められ、¹²⁾今迄の長木によらず搦押木によつて盛に絞つたといふ。それが山崎に大なる打撃を與へた事は云ふ迄もない。中世の木實油・荏胡麻油から近世の菜種油への推移が、そのまゝ山城大和から攝津へと云ふ生産地の地理的變遷として現れてゐることは單なる偶然とは考へられないのである。既に元祿三年の「人倫訓蒙圖彙」には油は『むかし山崎を名物として今はなし』¹³⁾と記されてゐる。尤も應仁の亂乃至信長の座破却以來の山崎油神人の衰退に際して、彼等は唯徒らにそれを嘆じて自滅に任せたものではなからう。恐らく

5) 小野均、前掲論文(前掲書五十五頁)

6) 魚澄澤井、離宮八幡と大山崎油商人一一一頁

7) 前掲書一一三頁

8) 前掲書同頁

9) 捲油濫觴(日本財政經濟史料三ノ一一八)油問屋起原沿革(前掲書三ノ一〇八)

10) 京口江戸口油問屋株名前帳(舊農商務省藏、大阪市役所筆寫本)

11) 岩波文庫版二七頁

彼等の蓄積された資本を擁して新興の近世都市へ業を移し、新しい發展に裨したのも多いであらう。山崎八幡宮に獻ぜられた大阪油問屋の幾多の燈籠を見ても、又油神人補任の儀式たる判紙の祝儀が文化年間迄續けられたといふ點¹⁴⁾より考へても、一概に之を否定する事は出来ない。他方菜種油を始めた遠里小野その他の油商人も亦元和の頃には大阪へ移つてゐるのである。¹⁵⁾ 彪大な都市の成立は近世經濟の重要な特色である。社寺や公家を需要者とした中世の油に對して近世の油は都市の武士・庶民と云ふ彪大な消費者層を需要者とした。中世の商品經濟の中心たる近畿を背後に持つて近世經濟の中心地となつた大阪に絞油業が自然吸收されるに至つたのは必然の過程と見なければならぬ。

之に對して江戸は天正十八年に家康が城主となつたが尙荒涼たるままで、慶長八年に至つて町割が行はれ大名の參觀するものも多く、漸く城下町たるの態をなしつゝあつた。しかも『その時代までは東の方平地の分はこゝもかしかも汐入の蘆原西南の方はびやうく』と蘆原武藏野へつゞき¹⁶⁾といふ未開の地であつたからそこに城下町の形成されると共に寧ろ經濟の發達した關西から商品が流入するのは自然の勢である。油も亦慶長年間に陸路を以て一荷若くは二荷輸送せられ、間もなく海路に代り五十樽百樽と積み出され、¹⁷⁾ 元和二年大阪に京口油問屋が生れて後、同三年には江戸積油問屋(江戸口油問屋)が起るに至つた。¹⁸⁾ 當時江戸は未だ開府早々で此の下り油を引き請くるものなく大阪より出店を設けて油を賣つたといふ。¹⁹⁾ 此の海路運輸が大阪をして油の中心地たらしめた一因をなしてゐる事は云ふ迄もない。

續いて正保年間には近在の絞油業者の油を引請ける出油問屋が始り、更に寛文年間に至つて大阪東町奉行石丸

12) 製油錄上、搾油濫觴(日本財政經濟史料三ノ一一七頁)

13) 古事類苑器用部 ¹⁴⁾ 魚澄澤井、前掲書六六頁

15) 製油錄上、搾油濫觴(日本財政經濟史料三ノ一一七頁)

16) 幸田成友、江戸と大阪、四頁

17)18)19) 搾油濫觴(日本財政經濟史料三ノ一一八頁)江戸口京口油問屋株名前帳

定次によつて出油荷受問屋・江戸積問屋・京口問屋・絞油商・仲買が各その數を制限され、²⁰⁾又元和頃より始められてゐた綿實絞油屋も茶種絞油屋に絶えず壓迫されてゐたが、之も石丸定次の裁斷によつて爾後兩者共々に發達の途につき、²¹⁾此所に大阪及近在の絞油業が漸く整ふに至つたのである。

以上を以て略々中世から近世初期へかけての絞油業の發展に伴つて、大阪にその中心が移つた事は明かであらう。文化七年の「搾油濫傷」に次ぎの如く記されてゐるのも故なき事ではない。

『諸書に考索し諸家に尋究して其の始末を正せば中古大山崎の長木に端をひらき遠里小野の搾木に事とよのひ近世大阪の津にて盛に廣まりし故なれば……』²²⁾

併し乍ら『貞享の頃油入用相増大阪油賣買多人數となり……』²³⁾等と云はれてゐる如く、油の需要が近世都市文化の爛熟と共に次第に増大したのは略々徳川中期以後と見なければならぬ。多少年代は下るが寶曆九年八月には大阪三郷の茶種絞油屋は二百四十軒、綿實絞油屋は廿五軒となつてゐる。²⁴⁾

かくの如き大阪及近郷の絞油屋の發生に對して地方の絞油業は何時頃始つてゐるか。管見の中最も早いと思はれるのが大津絞油屋の寛永度、²⁵⁾次いで伊勢油の中心四日市の貞享度である。²⁶⁾『水車油稼専ら』の攝津菟原郡の水車新田は享保度に始つてゐるが、最初に完成したのは水車五輛であつて、其後徐々に増加して、寶曆四年十八輛となり更に天明四年には廿五輛となつてゐる。又伏見の絞油屋株は寶曆七年御免となり、尙中世からの傳統を持つ近江で油屋が仲間として京都町奉行から認められたのは安永二年、²⁹⁾丹波篠山領下でも安永二年に始り、³⁰⁾關東に於ける絞油屋株御免は天明五年頃、³¹⁾何れも大阪に比すれば後代の發達である。

20) 21) 宮本又次、大阪東町奉行石丸定次(經濟史研究十三ノ一)及最近の同氏ノ説

22) 日本財政經濟史料第三卷一一七

23) 水油一件雜留抄録(舊農商務省藏大阪市役所筆寫本)

24) 差上ケ申一札之事(中原毅、攝州菟原郡水車新田の油稼水車に就いて、昭和八年度京大農史演習報告)

25) 水油一件

三 明和度の仕法改正

「江戸の町々道の左右に店をはりて團子餅などいふもの商ふもの享保の頃は絶てなき程なりしといふに今は暮頃になればかつぎ出て道もせに置つらね橋の上までも並べてあきのふにそ油火でらして夜をかさねまた賣女屋なるとも近頃いやまして是また夜を日にあきなへば近世に至りて油のつゐへもいくはくそや……」¹⁾とは松平定信がその著物價論に慨言してゐる所である。誠に近世都市の發達と共に燈油の需要は當然に増大する。遠く關西からその大部の供給を仰がねばならない江戸にとつてその供給が圓滑であるか如何かは極めて重要な問題となる。幕府も亦特に油に對する政策を怠るわけには行かなかつた。大阪市史によれば早く元祿十四年に茶種及茶種油の買占禁止が觸れられてゐるが政策が漸く本格的となつたのは明和七年の仕法改正頃である。當時幕府の策した方針は兎も角も大阪地方の油の生産を圓滑にする爲大阪へ茶種を集中する事であつた。寛保三年二月廿四日の觸に

「國々より茶種大阪表に積來候處、近年不作故か、大阪に積廻候茶種無數成ひニ付、水油高直にて諸人難儀ニ有之の間、國々ニ而茶種作増大阪表へ積廻可申候……」³⁾

とあり、又同様の意味を強調した觸は寶曆九年八月三日にも出され、⁴⁾以後も絶えず繰り返されて、茶種大阪廻送は幕府燈油政策の一中心問題となつてゐる。のみならず幕府は茶種大阪廻送を徹底する爲、地方の絞油業を制限さへしてゐるのである。即ち明和三年五月十一日の觸の一節によつて明かである。

「寛保三老年大阪町奉行ニ而申渡候通、今以一國切絞草買請絞油稼いたし者有之段相聞へ、心得違の至りに候。依之又相觸候。

26) 四日市市史四五四頁
 27) 江戸御表江御召以來日記(神戸市大利幸策氏藏)
 28) 御大禮紀念京都府伏見町誌四五七頁
 29) 人力油株作法帳(八幡町共有)
 31) 出油屋書物一件(大阪市役所藏)
 2) 大阪市史第三卷一四九頁
 30) 乍恐口上書(篠山町桂園舍藏)
 1) 樂翁遺書上册
 3) 牧民金鑑下四〇七頁

何れの國々にも手作の絞草を以手絞りいたし其分の油を大坂表へ出し油屋共へ可積登儀にて一村内たりとも他の絞草を買受絞油稼いたし儀不相成事に其旨相心得……」⁵⁾

尤も此の手作の絞草を以て手絞りする以外絞油を禁止されたのはどの地方であつたか、詳細に之を明かにしえないが、大阪廻着の茶種が西國地方のものである事からして實質的には中國四國九州地方であつたと思はれる。而して此等の觸によつて保護せられたのは云ふ迄もなく大阪及攝河泉の一帶であつて、明和七年の仕法⁶⁾によつても明かである。

明和七年八月の所謂明和度の仕法改正に於ても絞草たる茶種及綿實即ち兩種物の大阪集中がその政策の中心であつた。此の改正に於て、大阪以外攝河泉在々に於ても絞油屋株を定め、三國以外の地方に於て『手作手絞』以上の絞油を嚴重に取締ると共に、他方絞草たる兩種物の配給を圓滑にする爲特に絞草の買口を定めるに至つた事は注目しなければならぬ。それによれば

一、大阪兩絞油屋 大阪廻着の分は勝手次第、五畿内からも半口錢にて直買。

二、攝州灘目兩組(水車油稼) 茶種は菟原、八部、武庫三郡内のみ、但し水車新田のみはそれ以外大阪廻着の中より一萬五千石を買入れうる。綿實は大阪以外の五畿内關東等何れよりも。

三、攝河泉水車人力油稼(灘目兩組を除く) 茶種は水車稼は一國限り買入、人力は五畿内より、綿實は大阪以外五畿内より買入れる。

以上概括せし所によつて、大阪以外攝河泉の油稼業は、水車新田を除いて専ら攝河泉乃至五畿内にて絞草を買

4) 牧民金鑑下四〇七頁

6) 『攝河泉州三ヶ國之外油絞之儀者……者堅停止ニハ』牧民金鑑下四一〇頁

7) 牧民金鑑下四〇九頁

5) 牧民金鑑下四〇八頁

手作絞之分者格別他之絞草買受相稼儀

入れ、大阪に到着する諸國の絞草は専ら大阪絞油屋の獨占する所となつてゐる事が明かである。それに應じて大阪の兩種物問屋も京口・江戸口油問屋と共に株を許可せられ一層獨占を強化した事⁸⁾も此の改革の特色である。

尙その他に油問屋の口錢減少を申付けた此の改革は直接には油直段の下直に成る事を目的としてゐるが、延いては江戸廻油潤澤策の現れであることは云ふ迄もない。天保三年十一月廿三日の觸書にも『攝津・河内・和泉・播磨者江戸大坂江之出油備として絞株差許し候』⁹⁾と述べられてゐる事によつても明かである。併し此の改革には尙大阪商人の獨占策が與つて力があつたと考へねばならぬ。文政末年から天保初年へかけて關西絞油業を調査した幕府の支配勘定榎原謙十郎の調査書の中に

『一體右元立(明和度の仕法)之儀彼地町奉行所書留の趣にては明和之度同所町人日野屋庄左衛門と申者存寄申立候趣を以取調何に相成當時の御主法被仰出儀と相見申候處素より賣買の便利専らに勘辦仕存寄申立候儀ニ御座候……』¹⁰⁾

と明かに記され、謙十郎が明和度の仕法を極力批難した所である。然らば日野屋庄左衛門とは何者であつたらうか。外ではない京橋五丁目にあつた京口油問屋そのものなのである。¹¹⁾此の仕法改正が大阪油掛りの者の利益を守ると云ふ結果になつた事は又當然の理由があるわけである。さればこそ天保三年に此の明和度の仕法が改正されようとした時、次ぎに引用する如く大阪油關係業者は極力反對したのである。

『油懸り之者え心得方利害等申開相試候處不埒之儀而已申立承伏之體相見え不申去春以來大坂町奉行所におゐて申渡有之儀も内實相拒ミ懸り役筋之者をも欺き候儀共一旦之心得違とも相見え不申畢竟大坂表之儀ハ油賣買元立之地ニ有之候上ハ強而御手之入れられ方も有之間敷と申儀と心得違……』¹²⁾

然らば何が故に大阪油問屋その他の油關係業者が改めて自己の獨占を強化しなければならなかつたか。それは云

8) 大阪市史第三卷七七六頁
9) 大牧民金鑑下四三二頁
10) 水油一件
11) 大阪市史第一卷一〇七五頁
12) 水油一件

ふ迄もなく攝河泉在方の絞油業の據頭である。明和七年當時大阪では茶種絞油屋が二百五十軒、綿實絞油屋三十軒¹³⁾であつたが、攝河泉在方にも最早之と同等或は之以上に發達してゐたものと思はれる。それは多少年代は下るが、次ぎに掲げる文政十年大阪町奉行所に上納された冥加銀額によつて容易に推定されよう。

『一、金二百四十八兩三分

銀四十二貫八百目餘 去亥年中大阪町 奉行所に相納ひ油方之者冥加金銀

内

金九十二兩二分

銀十九貫五百目餘 大阪市 中出油屋江戶口京口兩問屋油中買兩種物問屋茶種綿實絞油屋井油樽職之者相納ひ分

金百五十六兩一分

銀二十三貫二百目餘 攝河泉州在々境町灘目住吉村請負油稼人并右三ヶ國荷繼所之者相納ひ分

外

銀五貫五百目餘 灘目水車新田油稼請負人冥加 銀辻六郎左衛門方に相納ひ分

』¹⁴⁾

殊に灘目兩組と稱せられる攝津武庫菟原八部三郡内八十輛(安永四年以後八十一輛)の水車絞油は大阪に對する強敵であつた。水車絞りとはいへ基本的作業たる絞油工程には差別はないが、準備工程たる茶種綿實の粉末化に水車の力を利用してゐる點は云ふ迄もなく、それに従つて規模も比較的大であつた事や、『灘目水車之儀ハ水力甚強く夫に準じ諸道具萬端至極丈夫に拵置』¹⁵⁾と云はれてゐる點等から考へて、兎も角大阪の人力油絞以上の生産力を有してゐた事は想像に難くない。製油録は

『水車は左に圖する通り胴搗を仕かけ夫にて粉とするゆゑ其手間大ひに違へり搾りたる所の油へかへることなけれども油の拔

13) 水油一件
14) 水油一件
15) 西灘村史 四三五頁

方あしきとて糟の直段は人力絞よりハ少し劣れり然れども石數多くしぼるがゆゑ算當は人力より宜し。
搾り人一人添種一人親司一人下働き二人メ五人にて種子三石六斗綿實ならば三百メ目をしぼる也常の人力にては二石もしぼる所を右の石數を搾ることなればとか行く事水車にしくことなし¹⁵⁾

と此の間の事情を明かに記し、従つて又油の生産費も

『一水車一日菜種五石絞ひ所油凡一石に相成ひ。此入用三十二匁二分四厘。』

一、大坂人力絞一日菜種五石絞ひ所油凡一石に相成ひ。此入用五十五匁二分。

と水車絞りが優越の地位にある事は明かである。されば次第に擡頭する水車新田十九輛の絞油屋が¹⁶⁾

『唯今迄尼崎兵庫津灘邊に而油絞り草買請水車稼任來ひ所右油屋共差障り水車運上銀上納灘成に付向後大坂表種物問屋より油絞り草買請度』¹⁹⁾

と一ヶ年凡菜種一萬九千八百石綿實五十四萬貫程を求めたに對し、大阪三郷菜種綿實兩絞油屋の方は『是迄他所賣買不致油種新田之者共に被買取候而は大坂表の菜種無數相成此上渡世難成候』と抗議したのである。此の時の訴訟の結果大阪方も絞油屋は過料、種物問屋は御叱り、水車新田絞油屋も

『水車運上相納候儀を申立にいたし不相當成油絞り草買請度旨重き高成願始末不埒に付御叱置被極ひ』²⁰⁾

となつた。尤も此の機會から菜種五千石(大坂廻着十四五萬石に對して)綿實十一萬貫(大阪廻着三十萬貫に對して)²¹⁾を大阪より買入れる事になつた。かくの如き攝河泉在方の擡頭こそ正に大阪油關係業者をして仕法改正に向はせた重大な原因であつた。況してや擡頭するのは攝河泉のみではなかつた事に於ておや。

江戸廻油潤澤を目指し乍らそれさへも満たし得ない缺陷は既に此所に存してゐたのである。併し此の仕法は天

16) 製油錄上
17) 辻伊兵衛氏藏(中原毅、攝津芝原郡水車新田の油稼水車に就いて、所收)
18) 灘目兩組の中の一である。
19) 20) 差上ヶ申一札之事(中原毅、前掲報告所收)
21) 江戸御表江御召以來日記

保三年の改革に至る迄略々維持せられ、その間絞草の大阪廻送獎勵・地方手廣の油稼禁止の令は、安永五年十二月寛政九年・文政五年・文政八年一月と反覆せられてゐるのである。²²⁾特に寛政九年の觸書の如き『水車を以て絞立候ハ、手作手絞ニ者不相當ニ付自不正之義も出來候哉ニ付右體紛敷等致候ハ、吟味……』と、地方の水車絞迄禁止する程であつた。しかも此等の禁制は後述する如く大阪や水車新田の絞油屋の『見糺し』なる事實を見ても實際效力のあつたものである。寛政十年廣島鷹司町に油御用所が設けられ絞油業が濫營として行はれたが如きも、²³⁾地方絞油業が實際に制限された爲であつたと考へる事が出来る。尤も地域的に見て前述の如く略々西南諸國に於てである事は云ふ迄もなく

『關東筋奥州北國筋ノ儀者大坂表江程遠海路相隔リ(中略)油絞之者共絞株之者糺之上賣買差免イ(中略)勿論無株ハ難相成』²⁴⁾

なる寛政九年の觸書は之を明かにし、しかも西南諸國に於ては私領幕領の區別なく支配された様である。又伊勢近江山城丹波等に事實上絞油業が存した事は既に言及した通りである。(未完)

22) 牧民鑑下四一二、四一三、四二六、四二七頁

23) 廣島市史第二卷四九六頁

24) 牧民金鑑下四一四頁